

令和6年度 第2回 あきる野市成年後見制度利用促進協議会

議 事 要 旨

1 開催日時

令和6年8月14日（水） 午後2時00分～午後3時15分

2 開催場所

市役所5階 503会議室

3 出欠席

出欠	氏名	所属
欠席	○ 秦 英準	おおだけ法律事務所
出席	◎ 渡辺 智弘	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 東京支部
出席	岡田 由季子	権利擁護センターぱあとなあ東京
欠席	植田 宏樹	秋川病院
出席	坂原 麻美子	公立阿伎留医療センター
出席	大久保 順	中部高齢者はつらつセンター
出席	加藤 文彦	社会福祉法人緑水会 あきる野市障がい者基幹相談支援センター
出席	篠田 憲秀	社会福祉法人 SHIP 障がい者相談支援センターいまここ
出席	金澤 孝雄	あきる台病院指定居宅介護支援事業所

◎:会長 ○:副会長

事務局：〔市〕 宮崎福祉総務課長、田中福祉総務係長、福祉総務係坂本
障がい者支援課障がい者相談係松尾主査、久野木主事
高齢者支援課高齢者支援係吉崎課長補佐
〔中核機関〕 社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会
榊原生活支援課長、相談支援係安江係長、石山主事

傍聴者：なし

4 内容

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 協議事項
(1) あきる野市成年後見制度利用促進計画（案）について
- 4 その他
- 5 閉会

【資料】

- 資料1 成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進計画】（案）

- 資料 1－2 あきる野市地域保健福祉計画（案）抜粋
- 資料 令和6年度終活及び成年後見制度、遺言に関する講座

5 議事録（発言の主な内容）

1 開会 福祉総務課長

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。
令和6年度第2回あきる野市成年後見制度利用促進協議会を開催いたします。
議題に入るまで本日の進行を務めさせていただきます、福祉総務課長の宮崎
でございます。よろしく願いいたします。

本日、秦委員、植田委員から、欠席のご連絡がございましたので、ご報告
いたします。このため、本日委員9人中7人の出席でございますので、成立
しております。

また、本日の協議会の開催に当たりまして、開催告知と傍聴についてのお
知らせを8月7日、市のホームページに掲載いたしました。しかしながら、
本日の開催予定時刻までに傍聴希望はございませんでしたので、本日の傍聴
者はおりません。

なお、同ホームページで、今回の委員会の資料、及び議事録の公開も行な
って参りますことを、合わせてご報告させていただきます。

まず資料の確認をさせていただきます。次第、資料1 あきる野市成年後見
制度利用促進計画（案）、資料1－2 あきる野市地域保健福祉計画（案）抜
粋、中核機関で実施している講座のチラシが1枚以上です。不備等ございま
せんでしょうか。それでは次第に沿って進めさせていただきます。

それでは、改めまして、渡辺会長より、ご挨拶をお願いいたします。

2 挨拶 渡辺会長

会長の渡辺です。今日は利用促進計画の大枠の話になります。ご意見、ご質
問等、よろしくお願ひします。

3 協議事項

(1) あきる野市成年後見制度利用促進計画（案）について

会長 はじめに、あきる野市成年後見制度利用促進計画（案）について、というこ
とで、ところどころ区切りながらご質問等受け付けたいと思いますので、まずは事
務局より説明をお願いいたします。

事務局 福祉総務係の田中です。あきる野市成年後見制度利用促進計画（案）について
ご説明いたします。委員の皆様には、事前資料として資料1をお送りさせていた
だきました。直前の送付となってしまう、大変申し訳ございませんでした。お忙
しいところ資料についてご確認いただきましてありがとうございます。資料1
－2と併せて説明をさせていただきたいと思ひます。

資料1をご覧ください。あきる野市成年後見制度利用促進計画（案）について
ご説明いたします。まず、リード文についてです。こちらに記載しておりますよ
うに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項において、「市町
村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成
年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努め
る」とされています。このことからあきる野市の現在の地域保健福祉計画の改定
に合わせて、成年後見制度利用促進計画について盛り込んでいくという形になっ

ております。資料1-2をご覧ください。あきる野市の地域保健福祉計画の中に、成年後見制度の利用促進計画と、再犯防止の推進に関する計画の2つを盛り込み、計画を策定するということとなります。3ページ目の計画の体系についてご覧ください。こちらがあきる野市地域保健福祉計画の全体の体系図になっています。今回のあきる野市地域保健福祉計画については、「ゆるやかにつながるまちをめざそう」、「誰ひとり取り残さないまちをめざそう」と基本目標を2つ掲げて、計画策定を進めているところです。この中の「多様な支援の推進」の施策の中に、成年後見制度の利用促進として位置付けて、成年後見制度利用促進計画としていきます。ここに位置付けることによって、計画の期間につきましても、地域保健福祉計画と合わせまして、令和7年から令和11年までの5年間といたします。また、今回策定中の地域保健福祉計画の構成に合わせて、「市民のみんなができること」という項目を掲載していく形になっています。資料1にお戻りください。項目の内容については、資料1の2ページ目にありますように、

- ・今後の人生設計について考え、家族や友人と話をしてみましょう。
- ・財産管理や終活等に関する講座や勉強会に参加するなど、理解を深めましょう。
- ・心配なことがあるときは、まずは相談してみましょう。

と、しました。ここまでのところで、委員の皆様からご意見をいただければと思います。その後の「市が取り組むこと」につきましても、大きく3つに分かれていますので、それぞれの項目ごとにご意見をいただければと思います。ここまでの説明は以上です。

会長 今のところ、ご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

委員 「市民のみんなができること」という切り口はすごくいいなと思います。地域共生社会に向けた取り組みだと思いますので、そういった意味で「市民ができること」の中に可能であれば、権利擁護の視点を入れていただくといいのかなと思いました。難しいかもしれませんが、自分のことだけではない、という部分も入れていただくといいのかなと感じました。

事務局 ありがとうございます。自分の意思決定支援というところと、他の方（周りの意思決定支援というところをどう書けば良いか、悩んだ点になります。今のご意見をいただいて、権利擁護の視点も考えていければと思います。自分の視点と周りの視点とは、やはり分けて書いた方がいいですか。

委員 ゆるやかにつながるという大枠が出ていたので、そこに着目するならば、自分だけではなく、自分の周りにいる人も権利が守られるんだということを市民の方が気づく、そういった気づきを持てるいいきっかけになる言葉があればいいなと思います。

事務局 ありがとうございます。事務局の中でまた検討させていただきたいと思います。

会長 文章について、「高齢者等～」となっていて、障がい者という言葉が見受けられないのですが、その点障害に関わっている方はどう思うかなと気になりました。みなさんどうでしょうか。

委員 確におっしゃるとおりですね、障害に関しても何か言及されている方が良くないかなと思います。

委員 障害という言葉があった方が、より自分たちも見てもらえているんだという気持ちになるかもしれないですね。

障がい者支援係 色々な計画を含めて、「～等」という言葉で計画に盛り込まれることが多いので、多様に使っている部分があると思います。明記していただいた方が、より目に飛び込んできやすいので良いかなと思いますが、高齢者や障がい者のみで終わ

れる対象者なのかどうか言えないところで、「～等」と使っているということもあるかなと思うので、皆さんと話し合いながら、検討できれば良いかなと思います。

会長 ありがとうございます。今色々と意見が出たので、その意見を反映していただければと思います。

事務局 地域保健福祉計画を最初から作っている関係で、そういった視点に欠けていたなと思いました。これは成年後見制度の利用促進という部分なので、きちんと対象者として障害をお持ちの方というところも明記をして進めていけたらと思います。

会長 引き続き、事務局から説明をお願いします。

事務局 2ページ目をご覧ください。先ほどもお話しいたしましたとおり、今回策定中の地域保健福祉計画の構成に合わせて、「市が取り組むこと」という項目において、重点事項を3つ掲載いたします。まず①権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりです。

アとしまして、「相談機能の強化」です。

- ・中核機関において、権利擁護を必要としている人の相談支援を実施し、相談窓口の周知を図ります。

- ・地域で相談や支援を円滑につなぐことができるよう、中核機関と各相談支援機関との連携強化に取り組みます。

- ・権利擁護の理解の促進を図るため、法定後見制度、任意後見制度、その他の権利擁護支援に関する講座等を開催します。

イとしまして、「権利擁護支援チームの支援」です。

- ・権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが協力して日常的に本人を見守り、連携して権利擁護支援の方針を検討し、本人を支える権利擁護支援チームを形成することができるよう支援します。

- ・チーム支援を開始した後も、必要に応じて関係者や専門職との情報共有と役割分担を行い、貢献活動が円滑に行われるようチーム会議を開催するなど、チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、不正防止を含め、必要な支援を行います。

ウとしまして、「中核機関のコーディネート機能の強化」です。

- ・地域・福祉・行政・法律など異なる立場を有する地域連携ネットワークの関係者がそれぞれの役割を理解し合い、機能を強化するための認識やその方向性を共有することができるよう、関係者向けの研修や意見交換の機会を設けます。

- ・市長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、専門職との連携により、後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみを構築すると共に、本人の権利擁護及び支援方針等について検討を行います。

- ・あきる野市成年後見制度利用促進協議会において、成年後見制度の利用促進に関する意見交換、情報共有等を行うことにより、地域連携ネットワークの強化を図ります。

ここまでのごとで、ご意見をいただければと思います。

会長 ありがとうございます。①権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについて、何かご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 イの権利擁護支援チームの支援というところでは、市がチーム会議を開催するというところもあるかと思いますが、それだけでなくチーム会議の開催を支援する立ち位置でもあるのかなと思います。チームが自立していくことを支援するのが

利用促進計画の中に盛り込まれていると思いますので、主体的に市がやり続けることではない、というところがニュアンス的にどうかと思いました。

事務局

ありがとうございます。第2次の計画では、チームの自立というところも確かに書かれていて、このあたりは中核機関の社協さんとまだ擦り合わせが足りないところかなと思いますので、もう少し具体的に書けるものがあるかというところは検討していきます。また、この計画は市の計画ではありますが、中核機関は市の委託業務になっており、中核機関が実施する内容になるので、社協さんのご意見を聞いて進められたらと思っています。

会長

確認ですが、アの相談支援機能の強化は、広報機能にあたるということでしょうか。またウの中核機関のコーディネート機能の強化については、文中に「法律など～」と書かれてありますが、これは三士会を想定しているのでしょうか。裁判所は含まれていないということですか。

事務局

まずご質問いただいた1つ目の質問、広報機能については、第2次の計画になって、「～機能」といった言い方が緩んできているかなと感じています。社協さんの方でも、今後の窓口の名称を考えていただいているので、相談窓口の周知を図ったり、講座の開催は広報機能の一部かなと思っています。

コーディネート機能の強化の法律という部分については、事務局でも迷っていて、法律という表現で書いてある部分と、司法と書いている部分、国や都の計画に両方出てきています。司法のときは、裁判所をイメージしていますが、こちらから家裁の方に働きかけができていないのが現状なので、どういう形で書いたらいいかなというところでは。

会長

裁判官によって考えが変わることも多少ありますが、裁判所も巻き込んでいただけるといいのかなと思います。

事務局

この計画自体が5年間という期間になりますので、ここは法律より司法にしておいた方がいいですか。

委員

基本計画の中には裁判所も含まれているということですよ。裁判所も地域によって関わり方が違っているけれども、最近は連絡協議会などでもだいたい歩み寄ってきていると思います。地域と連携していきたいという部分は見え隠れしているので、こちらもぜひそういった部分は載せておいても良いのかなと思います。必ずそうするというわけではなく、支援の視野に入っているということは、うたっておいた方が良くかなと思います。

事務局

ありがとうございます。司法という表現にした場合、専門職の3種が入っているというイメージになりますか。

会長

地域・福祉・行政・司法と書いてあれば全部含まれているなというイメージはあります。

事務局

ありがとうございます。

会長

特にご意見、ご質問がなければ、②担い手の確保・育成等の推進の説明を事務局からお願いします。

事務局

続いて、②担い手の確保・育成等の推進ということで、ここは大きなテーマになっているところです。

アとしまして、「法人後見の実施」です。

・社会福祉協議会において、法人後見業務を開始することにより後見業務等に関する経験値を高め、地域における貢献活動の更なる推進を図るとともに、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成について、調査研究を進めます。

イとしまして、「市民後見人の養成」です。

- ・ 社会福祉協議会において法人後見業務を開始し、後見支援員等の担い手の育成を進めるとともに、市民後見人養成後のフォローアップ体制を構築します。
- ・ 市民後見人の養成について、近隣自治体の状況を把握するとともに実施の方法について、検討を進めます。

ウとしまして、「後見人等の支援」です。

- ・ 制度の利用者や後見人等からの相談を受け付け、状況により市や家庭裁判所と連絡調整するなど、包括的に後見人等を支援し関係者との連携を強化します。
- ・ 意思決定支援や、後見人等の役割についての理解を促進するための取組みを実施します。

ここまでのところで、ご意見をいただければと思います。

会長

ありがとうございます。ここで、ご質問を受ける前に、本日欠席の秦副会長から、事前にご意見をいただいておりますので、ご紹介させていただきたいと思っております。「困難事案含め、担い手の確保は弁護士会にとっても課題となっております。社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の養成、市民後見人の養成は、成年後見制度の利用促進を考える上で不可欠なことだと思います。あきる野市としても、上記の点について、他自治体の取組なども参考にしつつ、進めていただきたいと思います。」というご意見をいただきました。こちらと同様の意見でも構いません。何かご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

事務局

ありがとうございます。秦副会長からのご意見については、この文の中に盛り込んだつもりではいますが、もう少し具体性とかそのあたりでご意見をいただければと思います。

委員

イの市民後見人の養成のところで、文中にいきなり「養成後のフォローアップ体制」と書かれているところがひっかかります。まずは養成をする、養成を終えた方が後見支援員等にスライドすることはあるかと思いますが、それとフォローアップとは少し違うのかなと思うので、このあたりの整理は必要かなと思います。

事務局

ありがとうございます。社会福祉協議会さんでこれから始まる法人後見の準備を進めていただいておりますが、市民後見人が養成されたあとのフォローアップ体制をまず先に整えてからという気持ちがあります。確かに養成をしてからのことなので、順番を逆にするとか表現を変えることになるかと思いますが、社協さんはどうですか。

中核機関

おっしゃるとおりだと思います。イの順番を逆にしても良いのかなと思います。

会長

養成をするということと養成後のフォローアップについてはしっかり分けて書いた方が分かりやすいかなと思います。

事務局

整理をして表現を考えたいと思います。もし情報があったら教えて欲しいのですが、あきる野市内で法人後見を開始しようとしている事業者さんや、法人さんをご存じでしたら、事務局まで情報をいただければと思います。

中核機関

法人後見とは少し異なりますが、最近司法書士法人さんがあきる野市で終活のセミナーをやりたいと窓口にお見えになることがあります。あきる野市の司法書士法人さんではないのですが、西多摩エリアを対象としていて、各地でセミナーとか終活に関しての相談会を実施したいという動きが多くなっていて、法人後見というよりは法人として西多摩エリアの専門職が少ないところにお力になりたいという単発での支援の声が上がっています、と情報の1つとしてお話をさせていただきました。

会長

ありがとうございます。他にご意見、情報共有等ありますか。

事務局

②についてはこれからの話になりますが、5年間で取り組むことができるような計画の表現にしておきたいと思っております。

続いて、③市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について、説明をさせていただきます。

・身寄りのない人等への支援や虐待事案等においては、市長申立てを適切に実施し本人の権利擁護に努めます。

・成年後見制度利用支援事業について、市ホームページ等で周知すると共に、専門職に対し申請方法等について情報提供を行います。また、国の動向や近隣自治体の状況の把握に努め、適切に実施するために必要な見直しを含め、検討していきます。

1つ目の身寄りのない人、虐待事案等については、高齢者支援課、障がい者支援課において市長申立ての手続きをしております。市長申立てをするにあたっては、中核機関に開いていただいている受任調整会議で検討もしていただいております。この仕組みを利用しながら、適切な実施を進めたいと思っております。

2つ目については、令和6年4月から条件を少し緩めております。ホームページの掲載が大変遅くなっていましたが、本日ホームページに載せましたので、ご確認いただければと思います。要綱については改正をしましたが、今後思いがけないケースとか色々なことが出てくるかと思っておりますので、皆さんとこのような場で共有することで、改正する必要があるかどうか、今後見直しが必要かどうかを確認していきたいと思っております。ケースでお困りごとがあれば、情報共有をしていただけたらと思っております。説明は以上になります。ご意見をよろしく願います。

会長
委員

ありがとうございます。ご意見等ある方はいらっしゃいますか。

2つ目のところで「専門職に対し～」と限定的に書いてあるところが引っかかりました。親族後見人であっても、専門職に限る必要はないかなと感じましたので、ご検討いただければと思います。

事務局

今は専門職の方がメインかもしれないですが、今後を考えると表現を考えたいと思っております。

会長

同じく2つ目のところで、「申請方法等」とありますが、これは何を指していますか。

事務局

申請書の様式になります。

会長

ありがとうございます。

他にご意見がなければ、最初からここまでの全体を通してのご意見やご質問を受け付けたいと思っております。よろしく願います。

事務局

一部補足の説明をさせていただきます。資料1の4ページについてですが、成年後見制度の内容を注釈ということで載せております。ご確認いただき、こちらの表現も含めて何か気になることがあれば、ご意見をいただければと思います。

また、少し戻りまして、2ページ目の①権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、ウの中核機関のコーディネート機能の強化の最後の項目についてですが、「後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみを構築すると共に、本人の権利擁護及び支援方針等について検討を行う」と書かせていただきましたが、こちらのイメージとしては今行っている受任調整会議から支援検討会議にブラッシュアップしていくというようなことを中核機関の方で考えてくださっていますので、このことをイメージして書いています。はっきり支援検討会議と表現しようかなと思いましたが、第2次の計画でははっきり名称までは出てきていないということと、受任調整の考え方もこの数年でどんどん変わってきているので、あえてこのような形にしました。その点についても何かご意見いただければと思いますので、よろしく願います。

委員 色々な自治体で色々な会議体の名称がついていると思いますが、内容的にやっていることは同じですが、これとモニタリングが入ってきています。支援方針等の中に、モニタリングを入れてしまっているならば、それはそれでいいと思います。あえて、その言葉を載せるのかどうか、どこに入れるのかは検討してもいいのかなと思います。また、4ページ目のところは、これも計画に載せるということによろしいですか。

事務局 載せます。

委員 そうすると、類型が2年～3年ぐらいで変わってきてしまうと思いますが、そのような場合でも載せて大丈夫でしょうか。

事務局 5年間の中で変わるのには法律においても同じことだと思いますので、策定の時点では、ということで注釈の部分は仕方ないかなと思います。

会長 ありがとうございます。今、モニタリングの話が出ましたが、他でもそのワードはよく出てきています。他の区市町村も意識し始めているのかなという印象です。ぜひ検討していただけたらと思います。

委員 他に何かご意見等ありますか。

委員 4ページ目の注釈で中核機関とありますが、これはあきる野市で言えば、社協さんになりますが、その説明を載せるということは難しいですか。具体的に載せてもらった方が分かりやすいと思います。

事務局 ありがとうございます。知っている方の中では中核機関という表現が主流ですが、表向きにはどこの区市町村も中核機関という風には書いていないのが現状です。「あきる野市の中核機関は社会福祉協議会に委託しています」と書いてあれば分かりやすいかなと思います。もしくは、中核機関という説明がいらぬのかとも思いましたが、文章の中には中核機関と出てきてしまうので、中途半端な説明になっています。

委員 市民の方の計画ですので、載せた方がいいと思います。ただまだ法的な位置付けが明確ではないところがありますが、法的に位置付けるということで今動きが出てきていますので、載せてもいいのではないかと思います。

事務局 第2次の計画では、中核機関を位置付けていきます、という表現があります。あきる野市としては中核機関を社会福祉協議会さんに委託しますということで、内部では位置づけをしておりますので、今のご意見をいただいて、なおかつ市民のための計画で市民の方々が分かりやすいように何かしらの表現を入れさせていただきたいと思います。

委員 文中に「中核機関」と「社会福祉協議会」が両方出てきていますが、これは別々の機関なのかなと分かりにくいと感じました。

事務局 ありがとうございます。中核機関としては社会福祉協議会さんに委託をしています。法人後見というのは社会福祉協議会さんとして実施をされることとなりますので、そこが分かりにくいところで、どこの区市町村の社会福祉協議会さんも法人後見をやりつつ、中核機関も受託してという形をとっているのです、その区別をするためには、「中核機関」と「社会福祉協議会」という表現は必要かなと行政的な考え方から書かせていただきました。

会長 実際は同じ人たちだけれども、表現の仕方が違う、2つ意味を持っているということになりますね。市民の方々にとっては分かりづらいと思いますので、表現については、できるだけ分かりやすく、再検討していただけたらと思います。

委員 他の自治体だと「〇〇センター」など分かりやすい表現になっていますが、それを入れることによって「中核機関」という表現は抜いてもいいのかなと思います。そういった名称はないですか。

- 中核機関 現在名称は検討中で、令和7年度スタート時には名称がつけられるかなと思います。
- 会長 仮に正式に名称が決まったら、その名称を入れて表現できるということですか。
- 事務局 そのとおりです。名称が決まったら計画にも入れることができますが、この計画には間に合わないかなと思います。正式に決まった後は、周知をしっかりとしていきたいと思います。
- 会長 ありがとうございます。全体を通しての感想は何かありますか。
- 委員 他市の計画をいくつか見てきましたが、その中で中核機関のあり方というような表現で中核機関がやっていることをまとめて、その上で社協さんがやっている関連事業を記載する方法で、内容を具体的に明記していく自治体もあったので、そういった記載方法もあるなと思いました。
- 委員 「市民のみんなができること」というところで、「ご家族や友人と話をしてみましよう」とありますが、今の社会背景や時代を考えると、そういった環境にない方々や周りに誰もいないという方に権利擁護の視点が必要になってくると実感しています。そういった方へのアプローチは計画に組み込まれないのかなと個人的には思いました。
- 事務局 ありがとうございます。中核機関のあり方、注釈の付け方について、大変参考になります。検討させていただきます。「市民のみんなができること」のところについては、本来ご家族や友人がいればもう少し違う動きができたのに、身寄りがないためというところが問題になっていますが、なかなかそれを表現することは難しいので、こういった文になりました。誰かに話すということではなく、自分自身でしっかり考えるという言葉を入れたら、いただいたご意見を少しでも汲めることになるのかなと思いますので、検討していきたいと思います。
- 会長 ありがとうございます。計画になると難しい文章になりがちですが、自分のことに置き換えて、表現等を考えるといいのかなと思います。
- 他にご意見等なければ、協議事項は以上になります。

4 その他

- 事務局 長時間にわたり、貴重なご意見をありがとうございました。普段から成年後見制度や権利擁護に携わっている方々のご意見ですので非常に参考になり、すぐ反映できるかと思えます。今後ともよろしく願いいたします。今回いただいたご意見については、事務局及び福祉サービス連携推進会議で協議し、策定作業を進めて参ります。
- また、居宅介護支援事業所や計画相談の事業所さんには、成年後見制度に関するアンケートの調査を先日依頼させていただきました。ご協力ありがとうございます。アンケートの結果が揃い次第、策定の文章や資料に活かさればいいなと思っていますので、また改めてご報告させていただきます。
- 今回の議事録要旨については、一度メールで皆様にご確認いただき、その後ホームページにて公開するという流れで進めてまいりますのでご承知おきください。また、今回の会議の報酬については8月下旬頃に口座に振り込みをさせていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。
- 次回の協議会につきましては、計画の策定状況により、お声かけをさせていただきますので、お忙しいことと存じますが、どうぞよろしく願いいたします。
- なお、本日、ピンク色のチラシを配布いたしました。こちらのチラシは中核機関である社会福祉協議会が開催する講座の案内となっています。こちら

中核機関

の講座について簡単に中核機関からご説明をお願いします。

令和6年度終活及び成年後見制度、遺言に関する講座ということで、あきる野市社会福祉協議会のホームページやfacebookで周知をしています。おかげさまで、終活のはじめ方講座については、定員を多く上回る申込みがありましたので、現時点で定員に達している状況です。他の講座については、これからケアマネさんや医療機関、相談支援の方々にも周知し、関係者の方々にもご興味があればぜひご参加いただきたいと考えております。

また、市民の方にいかに周知を図るか、興味を持っていただけるか、自分の今後についてどう意識していただけるかというところで、講座というのは1つの方法だと思っています。何か続けてご意見等ございましたら、中核機関、社会福祉協議会として取り入れたいと思っておりますので、引き続き、この利用促進協議会でご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

5 閉会

福祉総務課長

皆様長時間にわたり大変お疲れ様でございました。また、貴重なご意見、情報等賜りまして、大変ありがたく思っております。こちらの計画策定に関しまして、もう一度会議を開催をするかもしれませんので、その際には時間の調整等をお願いしまして、ご参加の方をよろしく願いいたします。

以上をもちまして、第2回あきる野市成年後見制度利用促進協議会を終了いたします。皆様ありがとうございました。